

2023（令和 5）年国民生活基礎調査の概要

（１）調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としています。

（２）調査の沿革と構成

国民生活基礎調査は、厚生行政基礎調査（1953（昭和 28）年から毎年実施）、国民健康調査（同左）、国民生活実態調査（1962（昭和 37）年から毎年実施）、保健衛生基礎調査（1963（昭和 38）年から毎年実施）の 4 調査を 1986（昭和 61）年に発展的に統合し、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査とされ、更に、2009（平成 21）年 4 月から現行の統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、「基幹統計調査」とされています。

この調査は、1986（昭和 61）年を初回として 3 年ごとに大規模な調査を実施し、世帯の状況を総合的に、また、地域別に観察することとしています。一方、中間の各年には、世帯の基本的事項について簡易な調査を行うこととしています。

2023（令和 5）年調査は、1986（昭和 61）年から数えて 37 回目の調査となり、世帯票及び所得票の簡易な調査を行います。

（３）調査の対象

世帯票の調査は、令和 2 年国勢調査区から層化無作為抽出した 1,106 地区内のすべての世帯（約 5 万 5 千世帯）及び世帯員（約 13 万 2 千人）について行います。

所得票の調査は、前記の 1,106 地区に設定された単位区から層化無作為抽出した 500 単位区内のすべての世帯（約 1 万 3 千世帯）及び世帯員（約 3 万人）について行います。

【参考】 「単位区」とは、推計精度の向上、後続調査の調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものです。

（４）調査の実施日

- ① 準備調査は、4 月 17 日（月）以降、所要の期間内に行います。
- ② 世帯票の調査は、6 月 1 日（木）を調査日として行います。
- ③ 所得票の調査は、7 月 13 日（木）を調査日として行います。

（５）調査の事項

- ① 世帯票
世帯に関する事項 : 世帯員数等、5 月中の家計支出総額
世帯員に関する事項 : 最多所得者、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者（夫又は妻）の有無、医療保険の加入状況、傷病の状況、公的年金・恩給の受給状況、教育※、公的年金の加入状況※、5 月中の仕事の状況※、勤めか自営かの別※、勤め先での呼称※（※印は 15 歳以上の者のみ）

② 所得票

性、出生年月、所得の種類別金額、課税等の状況別金額、企業年金・個人年金等の掛金、仕送り金額、生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

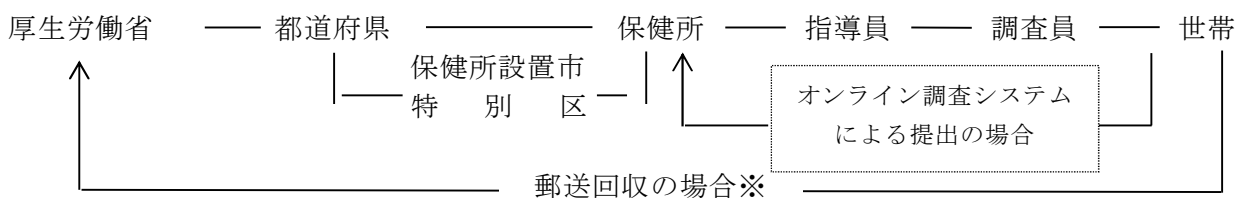
(6) 調査の方法

調査員があらかじめ配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法又は世帯の方が政府統計共同利用システムのオンライン調査システム(以下「オンライン調査システム」という。)にアクセスして回答する方法により実施します。なお、調査員が調査票を回収する場合、所得票についてはやむを得ない場合のみ密封回収とします。

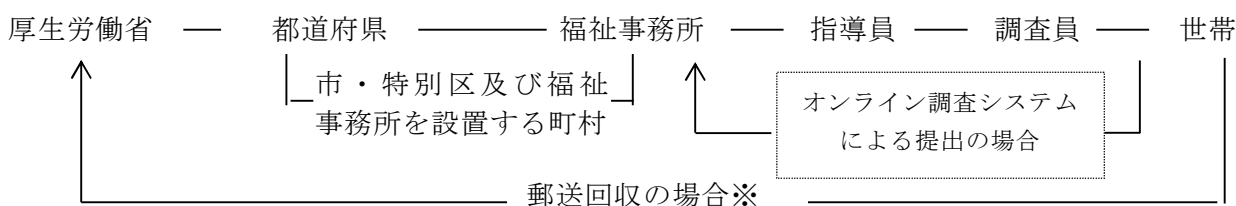
ただし、調査員が3回程度訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、調査員による回収又はオンライン調査システムによる回答が困難(パソコンがない等)な世帯については、郵送回収とします。

(7) 調査の系統

① 世帯票



② 所得票



※ 調査員が3回程度訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、調査員による回収又はオンライン調査システムによる回答が困難な世帯については、郵送回収とする。

(8) 集計及び結果の公表

厚生労働省において集計を行い、その結果は、2023(令和5)年国民生活基礎調査概況として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載します。その後、調査結果報告書を刊行します。